



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月20日金曜日 第2532号外2

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (子育て支援課) ..... 1

## 告 示

愛媛県立さつき寮運営規程の一部改正..... (子育て支援課) ..... 2

愛媛県生活文化センターの指定管理者の指定..... (文化・スポーツ振興課) ..... 2

愛媛県県民文化会館の指定管理者の指定..... ( " ) ..... 2

愛媛県武道館の指定管理者の指定..... ( " ) ..... 2

萬翠荘の指定管理者の指定..... ( " ) ..... 3

愛媛県男女共同参画センターの指定管理者の指定..... (男女参画・県民協働課) ..... 3

愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の指定..... (環境政策課) ..... 3

愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の指定..... (保健福祉課) ..... 3

ファミリーハウスあいの指定管理者の指定..... (健康増進課) ..... 3

えひめこどもの城の指定管理者の指定..... (子育て支援課) ..... 3

愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の指定..... ( " ) ..... 3

愛媛県身体障害者福祉センターの指定管理者の指定..... (障害福祉課) ..... 4

愛媛県障害者更生センターの指定管理者の指定..... ( " ) ..... 4

愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の指定..... ( " ) ..... 4

愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の指定..... (長寿介護課) ..... 4

愛媛国際貿易センターの指定管理者の指定..... (産業政策課) ..... 4

愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の指定..... ( " ) ..... 4

テクノプラザ愛媛の指定管理者の指定..... (産業創出課) ..... 5

えひめ森林公園の指定管理者の指定..... (森林整備課) ..... 5

松山観光港ターミナルの指定管理者の指定..... (港湾海岸課) ..... 5

道後公園の指定管理者の指定..... (都市整備課) ..... 5

南予レクリエーション都市公園の指定管理者の指定..... ( " ) ..... 5

総合運動公園の指定管理者の指定..... ( " ) ..... 5

とべ動物園の指定管理者の指定..... ( " ) ..... 6

## 規 則

### ○愛媛県規則第50号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 婦人相談所 )</p> <p><b>第38条</b> 愛媛県婦人相談所（以下「婦人相談所」という。）の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>配偶者等</u>からの暴力を受けた者の相談及び指導に関すること。</p> <p>(6) <u>配偶者等</u>からの暴力を受けた者の一時保護に関すること。</p> <p>(7) <u>配偶者等</u>からの暴力を受けた者に対する情報の提供その他の</p>	<p>( 婦人相談所 )</p> <p><b>第38条</b> 愛媛県婦人相談所（以下「婦人相談所」という。）の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>配偶者</u>からの暴力を受けた者の相談及び指導に関すること。</p> <p>(6) <u>配偶者</u>からの暴力を受けた者の一時保護に関すること。</p> <p>(7) <u>配偶者</u>からの暴力を受けた者に対する情報の提供その他の</p>

<p>援助に関すること。 2～4 省略 (さつき寮) <b>第39条</b> 愛媛県立さつき寮(以下「さつき寮」という。)の業務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 省略 (5) <u>配偶者等</u>からの暴力を受けた女性の保護に関すること。 2 省略</p>	<p>援助に関すること。 2～4 省略 (さつき寮) <b>第39条</b> 愛媛県立さつき寮(以下「さつき寮」という。)の業務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 省略 (5) <u>配偶者</u>からの暴力を受けた女性の保護に関すること。 2 省略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第1384号**

愛媛県立さつき寮運営規程(昭和39年6月愛媛県告示第495号)の一部を次のように改正し、平成26年1月3日から施行する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入寮) <b>第2条</b> 要保護女子及び<u>配偶者等</u>からの暴力を受けた女性でさつき寮に入寮しようとする者は、寮長に対し、入寮申請書(第1号様式)を提出しなければならない。 2 省略</p>	<p>(入寮) <b>第2条</b> 要保護女子及び<u>配偶者</u>からの暴力を受けた女性でさつき寮に入寮しようとする者は、寮長に対し、入寮申請書(第1号様式)を提出しなければならない。 2 省略</p>

**○愛媛県告示第1385号**

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県生活文化センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市二番町三丁目6番地5  
株式会社ウイン
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日

- 1 公の施設の名称  
愛媛県県民文化会館
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目5番1号  
公益財団法人愛媛県文化振興財団
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日

**○愛媛県告示第1387号**

愛媛県教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)第4条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県武道館
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市市坪西町551番地  
公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日

**○愛媛県告示第1386号**

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## ○愛媛県告示第1388号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 公の施設の名称

萬翠荘

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市二番町三丁目6番地5

株式会社ウイン

## 3 指定をした年月日

平成25年12月13日

## 4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日

## ○愛媛県告示第1389号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 公の施設の名称

愛媛県男女共同参画センター

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市山越町450番地

公益財団法人えひめ女性財団

## 3 指定をした年月日

平成25年12月13日

## 4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## ○愛媛県告示第1390号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 公の施設の名称

愛媛県体験型環境学習センター

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市三番町四丁目9番地5

イヨテツケーターサービス株式会社

## 3 指定をした年月日

平成25年12月13日

## 4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## ○愛媛県告示第1391号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 公の施設の名称

愛媛県総合社会福祉会館

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市持田町三丁目8番15号

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

## 3 指定をした年月日

平成25年12月13日

## 4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## ○愛媛県告示第1392号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 公の施設の名称

ファミリーハウスあい

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市室町74番地2

特定非営利活動法人ラ・ファミリエ

## 3 指定をした年月日

平成25年12月13日

## 4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## ○愛媛県告示第1393号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 公の施設の名称

えひめこどもの城

## 2 指定管理者の住所及び名称

松山市三番町四丁目9番地5

イヨテツケーターサービス株式会社

## 3 指定をした年月日

平成25年12月13日

## 4 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## ○愛媛県告示第1394号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条

例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県立愛媛母子生活支援センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1395号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県身体障害者福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1396号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県障害者更生センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1397号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県視聴覚福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市道後町二丁目12番11号  
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1398号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県在宅介護研修センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市末町甲9番地1  
特定非営利活動法人愛と心えひめ
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1399号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛国際貿易センター
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市大可賀二丁目1番28号  
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1400号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
愛媛県植物くん蒸所
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市大可賀二丁目1番28号  
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

- 松山市高浜町五丁目2259番地1  
松山観光港ターミナル株式会社
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1401号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
テクノプラザ愛媛
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市久米窪田町337番地1  
公益財団法人えひめ産業振興財団
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1404号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
道後公園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市持田町三丁目2番22号  
コンソーシアムGENKI  
代表者 NPO法人TIES21えひめ  
構成員 株式会社愛媛庭園  
構成員 株式会社游亀
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1402号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
えひめ森林公園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市三番町四丁目4番地1  
愛媛県森林組合連合会
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1405号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
南予レクリエーション都市公園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
宇和島市津島町近家甲1813  
南レク株式会社
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第1403号

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
松山観光港ターミナル
- 2 指定管理者の住所及び名称

○愛媛県告示第1406号

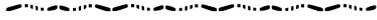
愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
総合運動公園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
松山市市坪西町551番地  
公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団

- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで



○愛媛県告示第1407号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2  
第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 公の施設の名称  
とべ動物園
- 2 指定管理者の住所及び名称  
伊予郡砥部町上原町240番地  
公益財団法人愛媛県動物園協会
- 3 指定をした年月日  
平成25年12月13日
- 4 指定の期間  
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで